

別表第2(第4条関係)

騒音に係る指定施設

番号	施設名	規模又は能力
1	金属製品製造、加工機械	
	(1) 圧延機械	原動機の定格出力の合計が15キロワット以上のものに限る。
	(2) 製管機械	
	(3) ベンディングマシン	ロール式のものであって原動機の定格出力が3.7キロワット以上のものに限る。
	(4) 液圧プレス(矯正プレスを除く。)	
	(5) 機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。
	(6) せん断機	原動機の定格出力が1.5キロワット以上のものに限る。
	(7) 鍛造機	
	(8) ワイヤフォーマリングマシン	
	(9) ブラスト(タンブラスト以外のものであって密閉式のものを除く。)	
	(10) タンブラー	
	(11) 高速切断機	
	(12) 自動旋盤	
	(13) フライス盤	
	(14) 平削盤	
	(15) 型削盤	
	(16) 乾式研摩機(工具用を除き、サンダーを含む。)	
	(17) 自動やすり目立機	
	(18) 電気炉	
	(19) ダイカストマシン	
	(20) ニューマチックハンマー	
	(21) 製鋳機	
	(22) 製釘機	
(23) キューポラ		
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい機、分級機及び石材引割機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
4	繊維機械	
	(1) 織機	原動機を用いるものに限る。
	(2) 紡績機	
	(3) 編組機	
	(4) 撚糸機	
(5) 工業用動力ミシン	10台以上設置されているものに限る。	
5	建設用資材製造機械	
	(1) コンクリートプラント	気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.3立方メートル以上のものに限る。
	(2) アスファルトプラント	混練機の混練重量が150キログラム以上のものに限る。
	(3) コンクリートブロックマシン	
(4) コンクリート柱、管製造機		
6	穀物用製粉機及び食品加工用粉碎機	ロール式のものであって原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
	木材加工機械	
	(1) ドラムバーカー	

7	(2) チッパー	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。
	(3) 碎木機	
	(4) 帯のご盤	製材用のものにあつては、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの、木工用にあつては原動機の定格出力が0.7キロワット以上のものに限る。
	(5) 丸のご盤	製材用のものにあつては、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの、木工用にあつては原動機の定格出力が0.7キロワット以上のものに限る。
	(6) かな盤	原動機の定格出力(一つの機械について2以上の原動機を設置しているときは、その合計)が0.7キロワット以上のものに限る。
8	抄紙機	
9	印刷機械	原動機を用いるものに限る。
10	合成樹脂成形加工機	
11	鋳造型機	ジョルト式のものに限る。
12	その他の粉碎機(破砕機及び摩砕機を含む。)	原動機の定格出力の合計が7.5キロワット以上のものに限る。
13	コルゲートマシン	
14	ドラム缶洗浄機	
15	スチームクリーナー	
16	集じん装置	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。
17	自動洗瓶機	
18	かくはん機及び混合機	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。
19	クーリングタワー	原動機の定格出力が1.5キロワット以上のものに限る。
20	冷凍機	原動機の定格出力が5キロワット以上のものに限る。
21	直火炉(液体燃料を使用するもの)	バーナーの最大燃焼能力が1時間当たり20リットル以上のものに限る。

備考 騒音規制法第3条第1項の指定地域内に設置している同法第2条第1項に規定する特定施設を除く。

別表第3 (第4条、第5条関係)

ばい煙に係る指定施設及び規制基準

番号	A		B	
	指定施設		排出基準	
	施設名	規模又は能力	ばいじん	
区分			基準	
1	食品の製造の用に供する直火炉	バーナーの燃料の最大燃焼能力が重油1時間当たり20リットル以上50リットル未満のものに限る。		0.4グラム
2	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉	大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)の適用を受けない全てのもの		0.4グラム
3	廃棄物焼却炉	焼却能力が1時間当たり100キログラム以上150キログラム未満のものに限る。		0.7グラム

備考

- 1 ばいじんの排出基準は、温度が零度であつて、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル当たりの量とする。
- 2 ばいじん量の測定は、次の方法による。
 - (1) 日本産業規格(以下「規格」という。)Z8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)を含まないものとする。
 - (2) ばいじんの量が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の量とする。

別表第4(第4条、第5条関係)

粉じんに係る指定施設及び規制基準

番号	A		B
	指定施設	規模又は能力	使用及び管理に関する基準
1	集じん装置	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 粉じんが飛散しないような構造物を有すること。 (3) 前2号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
2	鉱物(コークスを含む。)、土石又はチップの堆積場	面積500平方メートル以上1,000平方メートル未満のものに限る。	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に収納されていること。 (2) 散水設備によって、散水が行われていること。 (3) 防じんカバーで覆われていること。 (4) 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	金属加工用ブラスト(サンドブラスト及び砂吹付を含む。)		次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 密閉構造又はこれに準じた粉じん飛散防止の措置が講じられていること。 (3) 集じん装置又はこれと同等以上の効果を有する装置が設置されていること。
4	ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石、セメント、チップ又は穀物の用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	ベルトの幅50センチメートル以上75センチメートル未満であるか、又はバケットの内容積が0.01立方メートル以上0.03立方メートル未満であるものに限る。	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造物内に設置されていること。 (2) コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に次号又は第4号の措置が講じられていること。 (3) 散水設備によって散水が行われていること。 (4) 防じんカバーで覆われていること。 (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
5	打綿機及び混打綿機		次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建屋内に設置されていること。 (2) フード及び集じん機が設置されていること。 (3) 防じんカバーで覆われていること。 (4) 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。